

塩谷郡  
市医師会  
リレーコラム

知って得する  
まめ  
**目眼(豆)知識**

◆ ご意見、ご質問、取り上げてほしい病気などありましたら、〒329-1312 さくら市桜野1319-3 さくら市氏家保健センター内 塩谷郡市医師会までお便りをお寄せください。  
◆ お問い合わせ / 塩谷郡市医師会 ☎028 (682) 3518

## 第7回 「放射線被ばくと眼障害」

加藤 健  
かとう眼科院長 (さくら市)

昨年3月の未曾有の大震災から1年半が過ぎました。復旧・復興の進んでいることもあれば、今もまだその被害に悩まされ続けているものもあります。その一つ、目には見えない恐怖“放射能”。そんな折、今年度の塩谷郡市医師会市民公開講座は「低線量放射線被ばくの影響」というテーマで行われることになりました。きたる10/28(日)午後1:00~3:00、塩谷町の塩谷中学校アリーナにて開催されます。お近くの方、放射線被ばくについてお悩みの方、ぜひ足をお運びください。今後不安と苦労は尽きないこととは思いますが、少しでもお役に立てれば幸いです。

さて、今回のコラムでは放射線被ばくと眼障害について少しお話しします。眼の組織の中で、最も放射線感受性が高いのは水晶体です。被ばくによって水晶体が混濁し、進行すると白内障になります。どのくらいの被ばくで白内障が生じるかと言いますと、1年間で総被ばく量がおおよそ150mSvとされています。8月

28日時点での放射線の空間線量を見ますと、塩谷町船生小学校における線量は、0.098 $\mu$ Sv/時。また、同時刻の宇都宮市の保健環境センターでは、0.047 $\mu$ Sv/時。その宇都宮での昨年の3月13日から今年の3月12日までのモニタリングの積算値は、537 $\mu$ Svです。単純計算で塩谷町を倍と考えると、mSvと $\mu$ Svとで桁が違ふことがお分かり頂けるかと思えます。よって、現時点では放射線被ばくによる白内障が発生することはまず無いと考えられます。その他、眼瞼皮膚、角膜、結膜といった部位もあります。これらは先に述べたような高濃度の放射性物質が直接接触することによって障害が起こることも考えられますが、現状の線量であればまず問題はないと思えます。以上、眼に関してはほとんど心配ありませんが、その他、食物や土壌汚染など身の回りのことに関するお悩みにつきましては、ぜひ今回の市民公開講座をお聴きください。

## お知らせ 秋季狂犬病予防注射・畜犬登録

犬の飼主は「狂犬病予防法」により、狂犬病予防注射（毎年1回）と犬の登録（生涯1回）が義務付けられています。

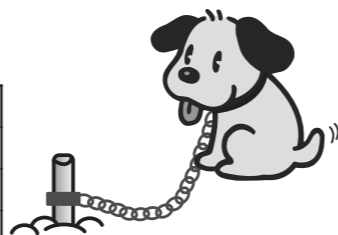
飼い犬の登録がされていて、今年度狂犬病予防注射を受けていない方に案内ハガキを送付します。  
※当日は、犬の登録（3,000円）もできます。

予防注射に必要なもの／

- ・案内ハガキ（問診票に記入願います）  
※ハガキをお持ちでない場合は、受付に時間がかかります。
- ・料金 3,300円（おつりが出ないよう、ご用意ください。）

日時 / 10月27日(土)

時間	場所
9:15~9:40	泉公民館（基幹集落センター）・片岡公民館
9:55~10:20	東原分譲地すずらん公園・片岡中学校
10:35~11:10	長峰公園駐車場（国道461号側入口）
10:45~11:00	成田ハッピー会館
11:20~11:35	東小学校グラウンド南駐車場
11:30~12:10	木幡神社
11:50~12:15	市役所体育館前



問い合わせ / 生活環境課 ☎(43)6755

# ねんきん

## 国民年金第3号被保険者の方へ

### こんなときには届出が必要です



第2号被保険者（厚生年金保険や共済組合に加入している方）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。国民年金保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、ご自分で納める必要はありません。  
※第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が転職や退職したとき、住所に変更があったときにも届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき</li> <li>● 配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき</li> <li>● 配偶者である第2号被保険者と離婚したとき</li> <li>● 配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき</li> </ul>	第3号 → 第1号	住所地の市区町村
● 本人（第3号被保険者）が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号 → 第2号	勤務先
● 配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき * 例えば厚生年金から共済組合	第3号 → 第3号 (種別は変わりませんが届出が必要)	第2号被保険者の勤務先
● 本人の住所が変わったとき	—	第2号被保険者の勤務先

### 国民年金の加入種別について

#### ◆ 第1号被保険者

自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方などが対象となり、加入や種別変更の手続きは、市区町村役場の国民年金担当窓口で行います。

#### ◆ 第2号被保険者

会社や官公庁にお勤めの方、つまり厚生年金や共済組合に加入している方が対象になります。加入手続きは、会社や官公庁が行います。

#### ◆ 第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象となり、届出は、配偶者の勤務先を通じて行います。

種別によって、手続き場所が異なります。よくお確かめください。



問い合わせ / 大田原年金事務所 ☎(22)6313  
矢板市市民課 ☎(43)1117 FAX (43)5962

つじの郷 矢板